平成２３年（フ）第５０２号
函館市榎本町12番26号
債務者　西澤　明美
1　決定年月日時　平成24年１月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月27日まで
函館地方裁判所

平成２３年（フ）第３５１号
岡山県倉敷市玉島柏島6244番地19
債務者　三宅　まき
1　決定年月日時　平成24年１月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月27日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２３年（フ）第６６６号
埼玉県越谷市大字袋山1720番地10
債務者　西澤　　学
1　決定年月日時　平成24年１月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月28日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２３年（フ）第６７５号
埼玉県三郷市早稲田８丁目24番地９
債務者　田中　一宏
1　決定年月日時　平成24年１月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月28日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２３年（フ）第６８７号
埼玉県越谷市蒲生愛宕町10番４号　花梨ハイム111号
債務者　澤田　洋子
1　決定年月日時　平成24年１月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月28日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２３年（フ）第６９４号
埼玉県草加市花栗４丁目５番32号　グレース花栗２―Ｃ号、旧住所埼玉県草加市弁天２丁目16番16―308号
債務者　加藤　和美
1　決定年月日時　平成24年１月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月28日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２３年（フ）第６９９号
埼玉県草加市新栄町1000番地新栄町団地４―３―501
債務者　川本　治美
1　決定年月日時　平成24年１月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月28日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２３年（フ）第７０７号
埼玉県三郷市早稲田３丁目７番地12、住民票上の住所埼玉県吉川市大字上内川545番地15
債務者　三島木　勉
1　決定年月日時　平成24年１月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月28日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２３年（フ）第７２８号
埼玉県草加市八幡町153番地　八幡ビル305号
債務者　宮里　真理（旧姓鈴木・池田）
1　決定年月日時　平成24年１月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月28日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２３年（フ）第７３５号
埼玉県越谷市蒲生西町２丁目９番地８
債務者　佐藤　　宏
1　決定年月日時　平成24年１月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月28日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２３年（フ）第６１号
岩手県奥州市水沢区福原11番地　後藤アパート１号棟202号室、旧住所岩手県奥州市水沢区字造道101番地３
債務者　菊池　宗辰
1　決定年月日時　平成24年１月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月29日まで
盛岡地方裁判所水沢支部

平成２３年（フ）第８５号
山形県飽海郡遊佐町藤崎字千代ノ藤５番地の640、前住所山形県鶴岡市城南町34番13号
債務者　志田　　純
1　決定年月日時　平成24年１月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月29日まで
山形地方裁判所酒田支部

平成２３年（フ）第８７８号
埼玉県所沢市大字久米2165番地の17
債務者　齊藤千比路
1　決定年月日時　平成24年１月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月29日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（フ）第７４１９号
大阪府茨木市山手台７丁目15番２号
債務者　福迫　秀巳
1　決定年月日時　平成23年12月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第８３６４号
大阪市城東区諏訪４丁目９番24―505号
債務者　冨田　里香（旧姓村川）
1　決定年月日時　平成23年12月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第８３７７号
大阪市住之江区中加賀屋４丁目５番20号　メゾンマリーネ301
債務者　櫨元　竜夫
1　決定年月日時　平成23年12月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第８６８６号
大阪市都島区中野町２丁目９番17号　幸福ハイツ103号
債務者　田中雅子こと　田中　稚子
1　決定年月日時　平成23年12月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部